

## 平成27年度 自動車騒音常時監視結果

### 1. 目的

騒音に係る環境基準の類型を当てはめた地域等において自動車騒音の常時監視を行い、市内における道路交通騒音の実態を把握することを目的としています。

### 2. 調査方法

JIS-Z-8731「環境騒音の表示・測定方法」、 「騒音に係る環境基準」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)、 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成12年4月環境庁大気環境保全局)及び「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成23年9月14日環水大自発110914001号)に準拠しました。

### 3. 適用される基準

自動車騒音常時監視では、幹線交通を担う原則2車線以上を有する道路で、住居等が存在する地域を対象としているため、「幹線交通を担う道路に近接する空間」に係る基準(昼間70dB以下、夜間65dB以下)が適用されます。

道路に面する地域の環境基準(平成10年環境庁告示64号)

(単位:デシベル)

時間の区分 地域の区分	基準値	
	昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
幹線交通を担う道路に近接する空間 (特例)	70以下	65以下

注1 幹線交通を担う道路とは、高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。

2 近接する空間とは、幹線交通を担う道路の車線が2車線以下の場合は、道路から15mまで、2車線を超える場合は道路端から20mまでの空間をいう。

#### 4. 調査結果

平成27年度における調査結果は、下表のとおりです。

調査を行った8路線(9区間)で面的評価を行った結果、全時間帯(昼間及び夜間)を通しての環境基準の達成率は99.5~100%でした。

自動車騒音常時監視結果(平成27年度)

路線名	測定年月日	車線数	評価区間延長(km)	測定地点	測定地点の環境基準類型	測定結果(dB)		評価対象住居等戸数 a=b+c+d+e (戸)	昼間・夜間とも基準値以下 b	昼間のみ基準値以下 c	夜間のみ基準値以下 d	昼間・夜間とも基準値超過 e
						昼間	夜間		( )は割合%(戸)	( )は割合%(戸)	( )は割合%(戸)	( )は割合%(戸)
一般国道7号	11/5 ~11/6	4	0.7	神田	なし	75	72	0	—	—	—	—
弘前岳鱒ヶ沢線	11/12 ~11/13	4	0.7	松ヶ枝	C	69	63	67	67 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	11/12 ~11/13	2	0.4	五代	B	63	53	17	17 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
弘前鱒ヶ沢線	11/16 ~11/17	2	0.8	蔵主町	B	63	56	190	190 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
弘前平賀線	11/17 ~11/18	4	1.3	外崎	B	67	61	390	390 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
石川土手町線	11/10 ~11/11	2	4.1	富田	C	70	64	1241	1235 (99.5)	0 (0.0)	4 (0.3)	2 (0.2)
松木平撫牛子停車場線	10/22 ~10/23	2	1.8	田園	B	64	58	244	244 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
弘前田舎館黒石線	11/4 ~11/5	2	0.5	境関	なし	65	59	15	15 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
堅田・田町線	10/28 ~10/29	4	0.6	田町	B	62	53	108	108 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)